

# 入札説明書

件名 プロファイリング活動に係るコンサルティング業務

(総合評価落札方式(加算方式))

独立行政法人統計センター

平成31年4月2日

(注意) 入札説明書等をダウンロードした際は、必ず入札件名、会社名、営業担当者名、電話番号、FAX番号を下記宛先までメールにてご連絡をお願いいたします。

なお、ご連絡先の連絡がない場合、当センターからの連絡事項、仕様書の修正等をお伝えすることができないこととなりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【総務部財務課調達係】 MAIL : [koukoku\\_atmark\\_nstac.go.jp](mailto:koukoku_atmark_nstac.go.jp)

「\_atmark\_」を「@」に置き換えて送信してください。

## 目 次

- 1．契約担当者の氏名等
- 2．調達内容
- 3．競争参加者に必要な資格に関する事項
- 4．入札説明会の日時及び場所
- 5．入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
- 6．入札保証金及び契約保証金
- 7．提案書の作成等
- 8．入札方法
- 9．入札の無効
- 10．入札の延期等
- 11．開札
- 12．落札者の決定方法
- 13．契約書作成の要否及び契約条項
- 14．その他
- 15．問い合わせ先

別紙様式第1号	入札書
別紙様式第2号	委任状
別紙様式第3号	提案書
別紙様式第4号	契約書（案）

別添1	仕様書
別添2	提案依頼書

## 入札説明書

### 1 契約担当者の役職及び氏名等

- (1) 契約担当者 契約担当役 独立行政法人統計センター理事長 笹島 誉行  
 (2) 所在地 〒162-8668 東京都新宿区若松町 19 番 1 号

### 2 調達内容

- (1) 件 名 プロファイリング活動に係るコンサルティング業務  
 (2) 業務内容 仕様書のとおり  
 (3) 契約期間 仕様書のとおり

### 3 競争参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第 7 条の規定に該当しない者であること。  
 ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (2) 独立行政法人統計センター契約事務取扱要領第 8 条の規定に該当しない者であること。  
 具体的には、以下の各号のいずれかに該当し、且つ、その事実があった後 3 年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。)は、競争に参加する資格を有しない。  
 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者  
 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3) 平成 31・32・33 年度総務省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」においていずれかの等級に格付けされた者であること(「役務の提供等」の営業品目の「調査・研究」又は「その他」に登録してある者であること。)
- (4) 総務省における契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 提案依頼書によって、当該業務の履行が可能であると証明し、且つ契約担当役が要求要件を満たし当該業務の履行が可能であると判断した者であること。
- (6) その他必要な書類等の提出を指示された場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 31 年 4 月 15 日 午後 2 時  
 (2) 場 所 総務省第二庁舎 入札室(1 階、扉番号 105)

### 5 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 6 入札保証金及び契約保証金

免除

## 7 提案書の作成等

- (1) この一般競争入札に参加をする者は、提案依頼書に基づき、別紙様式第3号「提案書」等を作成し、提出期限までに提出しなければならない。
- (2) 提出された提案書等は、独立行政法人統計センターにおいて確認及び審査し、資格があると認められた者に限り、入札の対象者とする。
- (3) 契約担当役は、提出された提案書等を本入札の実施以外に使用することはない。
- (4) 提案書等の作成に要する費用は、すべて入札者の負担とする。
- (5) 提案書等の提出方法

入札者は提案書を封筒に入れ、紙媒体で11部（正1部、副10部）及び電子媒体としてCD-ROM等に納め2部（正・副）提出しなければならない。詳細は「提案依頼書」参照。

提案書を直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つその封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「平成31年5月22日午後2時開札（プロファイリング活動に係るコンサルティング業務）の提案書在中」と記述しなければならない。

郵便（書留郵便に限る。平成31年4月22日午前12時までに必着のこと）により提出する場合は、提案書を封筒に入れ、その封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記述し、提出期限までに下記宛に送付しなければならない。（提出部数も同様とする。）なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。

入札者は、提出した提案書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

- (6) 提案書の提出期限 平成31年4月22日午前12時迄
- (7) 提案書の提出場所 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係

（3階、扉番号314B）

## 8 入札方法

- (1) 入札者は入札公告及び入札説明書等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札金額は、総額を記載すること。
- (3) 入札金額は、仕様書に基づき、各種手続き等に要する物品及び役務費用の他、保険料及び関税等、指定する納入場所での引き渡しまでに要する一切の経費の合計を見積もり、その金額を入札書に記載すること。また、官給する物品等がある場合には、その受け取りに必要な費用も入札金額に含むものとする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (5) 入札書の提出方法

入札者は、入札書を封筒に入れ、提出しなければならない。

入札書は、別紙様式第1号により作成し、直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つその封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「平成31年5月22日午後2時開札（プロファイリング活動に係るコンサルティング業）の入札書在中」と記述しなければならない。

郵便（書留郵便に限る。平成31年4月22日午前12時までに必着のこと）により提出する場合は、入札書提出期限までに、後記（9）に示す場所あてに送付しなければならない。ただし、やむを得ない理由により入札者又はその代理人が開札に立ち会わず、郵便により提出する場合は、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、入札書提出期限までに、後記（9）に示す場所あてに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

**（6） 代理人による入札**

代理人が入札する場合には、委任状を別紙様式第2号により作成し、入札書提出時に提出しなければならない。

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

**（7） 資格決定通知書**

入札者は前記3（3）による資格決定通知書の写しを入札書提出時に提出しなければならない。

**（8） 入札書の提出期限 平成31年4月22日午前12時迄**

**（9） 入札書の提出場所 〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1**

**独立行政法人統計センター総務部財務課調達係**

**（3階、扉番号314B）**

**（10） 入札に関する注意事項**

入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせる恐れがある入札価格を定めてはならない。

**9 入札の無効**

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告及び前記3(1) - (6)に示した競争参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 記名押印のない入札書
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書
- (7) 明らかに錯誤と認められる入札書
- (8) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの入札書
- (11) 入札に関する条件に違反した者の提出した入札書
- (12) 提案書に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書
- (13) 入札書が郵便で差し出された場合において上記8(5) ただし書きに定める記載のない入札書
- (14) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

## 10 入札の延期等

入札者が連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

## 11 開札

- (1) 開札の日時及び場所 **平成31年5月22日 午後2時**  
**総務省第二庁舎 入札室(1階、扉番号105)**

### (2) 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない理由により入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認めた場合の外、開札場を退場することができない。

開札場では、みだりに私語を発してはならない。

### (3) 再度入札

開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。(入札書は、複数枚用意しておくこと。)

再度入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。

前号 ただし書きに該当し、事前に2回目以降の入札書の提出がない場合は、入札辞退とする。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 本件は、総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定する。よって、本入札説明書における要求要件をすべて満たし、独立行政法人統計センター会計規程第43条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、且つ、別記「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い数値をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とする。

別記「総合評価の方法」

- 1 総合評価の得点（以下、「総合評価点」という。）は、入札者の入札価格の得点（以下、「価格点」という。）に、当該入札者の申し込みに係る提案書の各評価項目の得点の合計（以下、「技術点」という。）を加算した数値とする。
- 2 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を1から減じて得た数値に、価格点に対する得点配分を乗じて得た数値とする。  
価格点が0未満の場合は、技術点の高低に関わらず、落札する資格を有しない。（入札金額が予定価格を上回る場合は、落札者となり得ない。）
- 3 価格点の得点配分、技術点の得点配分及び評価項目は、別添「提案依頼書」のとおり。

（参考1 価格点の算出方法）

$$\left[ 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right] \times \text{入札価格に対する得点配分}$$

（参考2 総合評価点の算出方法）

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

- (2) 前号の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

### 13 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、本入札説明書に添付する別紙様式第4号契約書（案）に基づく契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に契約担当者がその当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) 上記（2）の場合において契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契

約の相手方に送付するものとする。

- (4) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する額とする。

#### 14 その他

- (1) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書(案)を熟読し、内容を理解、遵守すること。
- (3) 入札参加予定者は、社印又は営業担当者印を押印した下見積書(作業工数を含む)を平成31年4月18日午前12時までに下記15(2)宛に提出すること(eメール等による送付可)。

#### 15 問い合わせ先

- (1) 仕様書及び提案書作成に関する問い合わせ先

独立行政法人統計センター統計編成部経済統計編成課

企業調査支援室 企画担当 山田 まり

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 03-5273-1267

FAX 03-3202-8320

E-Mail o-kikaku\_atmark\_nstac.go.jp

「\_atmark\_」を「@」に置き換えて送信してください。

- (2) 契約手続に関する問い合わせ先

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 松藤 匡史

独立行政法人統計センター総務部財務課調達係 小山 詩織

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 03-5273-1219

FAX 03-5273-1229

E-Mail d-choutatsu\_atmark\_nstac.go.jp

「\_atmark\_」を「@」に置き換えて送信してください。

問い合わせは、必ず書面(ファクシミリでも可)又はeメールで行うこと。

問い合わせ期間 平成31年4月19日まで



(別紙様式第1号 入札書)

## 入 札 書

件名 プロファイリング活動に係るコンサルティング業務

上記について、入札公告及び入札説明書承諾のうえ入札します。

(金額) 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 円

(金額は右づめで記載し、左端は¥で締めること)

年 月 日

(日付は、提出日を記載すること)

契約担当役

独立行政法人統計センター

理事長 笹島 誉行 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名)

印

< 注意 >

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 金額の訂正は、認めない。
3. 開札時における再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
4. ( )内は、代理人が入札するときに使用すること。  
この場合、代表者の印は不要とする。
5. 印は、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者(代理人をもって入札に参加する場合には代理人)の署名をもって代えることができる。
6. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。

(別紙様式第2号 委任状)

## 委任状

私は、( 代理人氏名 )を代理人と定め、契約担当役独立行政法人統計センター理事長の発注するプロファイリング活動に係るコンサルティング業務に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

代理人使用印鑑

年 月 日

(日付は、提出日を記載すること)

契約担当役  
独立行政法人統計センター  
理 事 長 笹島 誉行 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

< 注意 >

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 代理人使用印鑑は、入札書に使用するものと同じものを押印すること。
3. 印は、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者及び代理人の署名をもって代えることができる。
4. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。

(別紙様式第3号 提案書)

年 月 日

## 提 案 書

契約担当役  
独立行政法人統計センター  
理 事 長 笹島 誉行 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

入札説明書7について、下記のとおり提案します。

記

「提案依頼書」に基づく書類。

< 注意 >

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。

(別紙様式第4号 契約書(案))

## 請 負 契 約 書

契約件名：プロファイリング活動に係るコンサルティング業務

契約金額： 円(うち消費税額及び地方消費税額： 円)

上記契約を履行するにつき、契約担当役 独立行政法人統計センター理事長 笹島 誉行を甲とし、<落札者>を乙として次の条項により契約を締結する。

### 第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、仕様書、この契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書等及び入札に際し乙が提出した提案書、並びにそのほかの書類で明記したすべての内容(以下「仕様書等」という。)に定める請負を納入期限までに完了し、仕様書に定める成果物(以下「成果物」という。)を甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約期間は、仕様書のとおりとする。

(債権譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

#### (再委託)

第5条 乙は、本契約の全部又は大部分を第三者（以下「再委託者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は、甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、甲の求める同水準の情報セキュリティ等を確保するための対策を再委託の相手方に行わせなければならない。なお、再委託の相手方に行かせた情報セキュリティ等の対策及び結果を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

#### (代理人の届出)

第6条 乙は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

#### (仕様書等の疑義)

第7条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

## 第2章 契約の履行

#### (監督)

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 2 甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

( 履行完了の届出 )

第 9 条 乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けるものとする。この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを添えて届け出るものとする。

( 検査 )

- 第 10 条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して 10 日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指定する場所で検査を行うことができる。
  - 3 甲は、前 2 項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して 14 日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
  - 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
  - 5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。
  - 6 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
  - 7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

( 所有権の移転 )

- 第 11 条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。
- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

( 代金の請求及び支払 )

- 第 12 条 乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払うものとする。

( 支払遅延利息 )

- 第 13 条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日

から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、算出した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。
- 3 甲が第 10 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

#### (納入期限の猶予)

- 第 14 条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。
- 2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率を乗じた金額を甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。
  - 3 前項の規定による遅滞金のほかに、第 20 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。
  - 4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 20 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。

### 第 3 章 契約の効力等

#### (履行不能等の通知)

- 第 15 条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了できなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

#### (瑕疵等による債務不履行)

- 第 16 条 乙は、瑕疵のない、かつ、仕様書等の定めに適合する成果物を納入するもの

とする。

- 2 納入された成果物に瑕疵がある場合、又は成果物が仕様書等の定めに違背する場合は、甲は、自らの選択により、乙に修補又は修補に代え、若しくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。甲は、成果物の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。
- 3 甲が、成果物の修補を請求した場合で、修補期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該修補期間に応じて第 14 条第 2 項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は、第 2 項に規定する瑕疵又は違背が重大と認める場合又は乙が第 2 項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第 20 条第 1 項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 甲は、第 2 項に規定する瑕疵又は違背により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 20 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、第 2 項に規定する瑕疵又は違背が発見された場合は、発見後 6 か月以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第 2 項の規定に基づく成果物の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第 2 項の規定に基づき修補され、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 9 修補に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第 4 章 契約の変更等

##### (契約の変更)

- 第 17 条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、履行期限、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、履行期限等を変更するため、甲と協議することができる。

##### (事情の変更)

- 第 18 条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。



## (甲の解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が納入期限(第14条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかとなるとき。
- (2) 第10条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第16条第4項に該当するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
- (6) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

## (違約金)

第20条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定による違約金のほか、第14条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

## (乙の解除権)

第21条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

## (著作権の譲渡等)

第22条 乙は、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するすべての権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を、甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

- 3 乙は、甲による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

（知的財産権等）

- 第 23 条 乙は、成果物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、その他の権利又は利益（以下本条において「知的財産権等」という。）を侵害していないことを保証する。
- 2 甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると甲が判断した場合、乙は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の指示に従い、乙の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の成果物と交換し、成果物を変更し、又は当該第三者から成果物の継続使用・利用のための権利の取得を行わなければならない。本項の定めは、甲の乙に対する損害賠償を妨げない。
- 4 第 2 項の場合において、当該第三者からの申立てによって甲又は甲から成果物の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって甲に生じた一切の損害、及び申立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、乙が負担するものとする。

（支払代金の相殺）

- 第 24 条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

## 第 5 章 暴力団排除特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

- 第 25 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

( 5 ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

( 行為要件に基づく契約解除 )

第 26 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ( 1 ) 暴力的な要求行為
- ( 2 ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ( 3 ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ( 4 ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- ( 5 ) その他前各号に準ずる行為

( 下請負契約等に関する契約解除 )

第 27 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

( 損害賠償 )

第 28 条 甲は、第 25 条、第 26 条及び第 27 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 25 条、第 26 条及び第 27 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

( 不当介入に関する通報・報告 )

第 29 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 第 6 章 談合等特約条項

( 談合等の不正行為に係る違約金 )

第 30 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

( 1 ) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙

が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約代金（契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 第7章 秘密の保全

(秘密の保全)

第31条 甲並びに乙は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、本業務に従事するすべての者に対し、秘密の保持について厳重に管理・監督しなければならない。

第8章 雑則

(調査)

第32条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第33条 甲並びに乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第34条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

この契約を証するため、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保管する。

年 月 日

甲 東京都新宿区若松町 19 - 1  
契約担当役  
独立行政法人統計センター  
理 事 長 笹島 誉行

乙 < 落札者 >

プロファイリング活動に係るコンサルティング業務  
仕 様 書

平成 31 年 3 月

独立行政法人統計センター

## 1 件 名

プロファイリング活動に係るコンサルティング業務

## 2 目 的

統計センターでは、上場企業や売上高などが大きいサービス業の約 3,000 企業を対象に、本所・支所等の企業構造及び開廃情報を通年で把握するとともに、本年 6 月に創設される経済構造実態調査においては、記入済調査票の内容審査等に加え、対象企業に調査依頼をし、その回答をサポートする「プロファイリング活動」を専任の職員（以下「プロファイラー」という。）を配置して実施することとしている。

当該業務の実施に際しては、調査内容に経理項目が含まれる等の理由から、プロファイラーには企業会計に係る専門知識が必要となるため、そのコンサルティング業務として、外部有識者による相談及びアドバイス並びに実務研修を実施することで、プロファイラーに業務に必要な知識を習得させることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から 2020 年 3 月 19 日まで

## 4 請負内容

請負者は、経済構造実態調査の調査期間中において、会社法制度や企業会計に関する専門知識を必要とする内容の問合せ等が対象企業からあった場合、それを受けたプロファイラーからの相談に応じ、適切な対応についてアドバイスを行うほか、調査期間終了後において、企業会計等に関するプロファイラーの能力向上を図るための実務研修を行う。

### 4.1 業務内容及び実施日

#### (1) 経済構造実態調査におけるプロファイラーの疑問・不明点に対する相談対応及びアドバイス

相談員はプロファイラーと意見交換を行い、主に会計事項に係る専門的な知識に基づき、アドバイスを行う。

例)・産業・業界ごとの費用項目の考え方

・企業の合併・分割等による企業構造の捉え方について

実施日：

・2019 年 6～10 月：週 1 回（半日）程度 計 22 回

・2019 年 6～10 月：上記のほか、緊急時において月 1 回・1 時間程度の電話による相談があることがある。



## (2) プロファイリング活動に係る研修

- ・ M & A に関する会社法等の関係法令について
- ・ 財務諸表の役割、構造について
- ・ 産業・業界ごとの特徴を活かした実査の進め方
- ・ 国際会計基準の基礎知識 等

実施日：2019年11月～2020年3月のうち4回（半日）

## 4.2 業務条件

### (1) 相談員及び講師

相談員及び講師は、会社法等の関係法令や企業会計に関する専門的な知識を有すること。また、相談員については、原則、同一の者が担当することとし、事故等のやむを得ない事情があれば代理の者を充てることを可とする。

### (2) 履行場所

4.1(1)に定める業務（相談及びアドバイス）の履行場所は総務省第二庁舎内とするが、独立行政法人統計センターが必要と認める場合に限り、電話等による対応も可能とする。

4.1(2)に定める業務（研修）の履行場所は総務省第二庁舎内とする。

### (3) 業務時間

4.1(1)に定める業務（相談及びアドバイス）については、原則として、期間中週1回4時間とするが、業務時間を複数日に分割する等柔軟な対応も考慮し、主管課と協議の上決定する。

4.1(2)に定める業務（研修）については、原則として13:30～17:00とするが、研修効果の向上が見込まれる場合は、主管課と協議の上、研修総時間に変更のない範囲で、開催時間及び回数を変更することができる。

### (4) 教材

4.1(2)に定める業務（研修）に対応できる教材を、請負業者の負担にて準備する。

### (5) その他

主管課が、本業務に従事する者の業務遂行状況が適当でないと判断した場合、請負者に対し交替を要求することができるものとする。

## 5 納入成果物、納入期限及び納入場所

### (1) 納入成果物

相談対応及びアドバイスの記録 電子媒体

業者において作成したテキスト 紙媒体（2部）及び電子媒体

その他：相談対応及びアドバイスの実績や研修実施後の所感等を踏まえ、プロ

ファイリング活動をより円滑に行うためのプロファイラーの能力向上策や知識習得を強化すべき点等を提言するもの。

紙媒体（２部）及び電子媒体

(2) 納入期限

前項 相談及びアドバイス実施日の１週間後

前項、 2020年3月19日（木）

(3) 納入場所

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

独立行政法人統計センター経済統計編成課企業調査支援室企画担当（3階320室）

6 秘密の保護

請負者は、本業務を履行するに当たっては、秘密の保護に関するすべての法令を厳守し、業務を行う上で知り得た個人情報等についてはすべて秘密事項とし、履行期間中及び履行期間終了後においても、いかなる理由によっても第三者に漏えいしてはならない。

7 著作権の譲渡等

(1) 請負者は、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する全ての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を、独立行政法人統計センターに無償で譲渡するものとする。

(2) 独立行政法人統計センターは、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する成果物を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(3) 請負者は、独立行政法人統計センターの書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

8 知的財産権等

(1) 請負者は、成果物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権、営業秘密、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、その他の権利又は利益（以下「知的財産権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

(2) 独立行政法人統計センター又は独立行政法人統計センターから成果物の利用を許諾された者が、成果物の利用に関連して第三者の知的財産権等を侵害した旨の申立てを受けた場合、又は第三者の知的財産権等を侵害するおそれがあると独立行政法人統計センターが判断した場合、請負者は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

(3) 上記(2)の場合において、請負者は、独立行政法人統計センターの指示に従い、請

負者の費用負担において、知的財産権等の侵害のない他の成果物と交換し、成果物を変更し、又は当該第三者から成果物の継続使用・利用のための権利の取得を行わなければならない。(3)の定めは、独立行政法人統計センターが請負者に対し損害賠償請求することを妨げない。

(4)上記(2)の場合において、当該第三者からの申立てによって独立行政法人統計センター又は独立行政法人統計センターから成果物の利用を許諾された者が支払うべきとされた損害賠償額、その他当該第三者からの請求、訴訟等によって独立行政法人統計センターに生じた一切の損害、及び申立ての対応に要した弁護士等の第三者に支払った費用その他の解決に要した費用は、請負者が負担するものとする。

## 9 再請負の原則禁止

請負者は、本業務の全部又は一部を原則として第三者に再請負により行わせてはならない。本業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、当該業者名、業務の内容等について記載した書面をもって、事前に独立行政法人統計センターに通知し、承認を得なければならない。また、請負者は、機密保持、知的財産権等に関して請負者の責務を再請負先業者も負うよう、必要な処置を実施するとともに、独立行政法人統計センターに報告し、承認を受けること。

## 10 宣伝行為の禁止

(1)請負者及び本業務に従事する者(再委託先を含む。)は、「独立行政法人統計センター」又は本業務の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び自ら行う業務が本業務の一部であるかのように誤解させる、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

(2)請負者は、本業務の実施にあたって、自ら行う事業の宣伝を行ってはならない。

## 11 監督及び検査

本作業の適切な履行を確保するため、請負業者への必要な監督及び作業完了の検査は次の職員が行う。なお、異動等により職員が交替した場合は後任の職員がこれを行う。

【監督職員】独立行政法人統計センター 経済統計編成課

企業調査支援室 企画担当統計専門職 山田 まり

【検査職員】独立行政法人統計センター 経済統計編成課

企業調査支援室 企画担当課長代理 奈良 佳子

## 12 その他

本調達の実施に伴う疑義が生じた場合や本仕様書に記載のない事項については、その都度主管課と協議して決定するものとし、質疑及び協議の結果はその都度、文書あるいは電子メールにて提出すること。

# プロファイリング活動に係る コンサルティング業務

## 提案依頼書

独立行政法人 統計センター

## 1. 件名

プロファイリング活動に係るコンサルティング業務

## 2. 提案依頼事項

提案者は、仕様書に記載の項目に対し提案すること。提案に当たっては、調達目的、調達範囲及びスケジュール等、本調達における業務内容を踏まえて具体的な提案を行うこと。

提案内容は提案者が本調達内で実現し得るものとし、仕様書に記述のある調達以外の発注を要する提案は記載しないこと。また、仕様書に記載した内容と矛盾する提案は行わないこと。仕様書が想定する実現方法と比較してより効果的・効率的な案を提案することも可能とするが、その場合は仕様書が想定する実現方法とは異なる提案である旨を明記すること。

万が一、提案内容が実現できない場合は、主管課との協議の上でその他の方法を検討することとし、検討及びその実現に係る費用は提案者の負担とする。

## 3. 提案手続

### 3.1. 提出内容

以下の書類を提出すること。

- (1) 提案書
- (2) 提案者記入欄に所要の記載を行った「別紙 総合評価項目一覧表」

### 3.2. 提出媒体・印数

提出物はいずれも書面及び電子データにて提出すること。

書面については、正1部、副10部を提出すること。

電子データについては、提案者名を記載した CD-R 等に格納し、正副1部ずつ(合計2部)を提出すること。また、電子データは、Microsoft Office2007 形式及び PDF 形式の2種類(当該形式で作成が困難なものを除く)を提出すること。

### 3.3. 記述方法

各提出文書は以下に従い全て日本語で作成すること。

#### (1) 提案書

A4 縦長横書き両面とすること。頁数制限は設けない。提案の概要及び「提案区分」を「必須」とする評価項目全てに対する提案内容を記載すること。提案の記載順序は、「別紙 総合評価項目一覧表」における「評価項目一覧」に示す順番とし、「評価項目一覧」との対応がわかるよう、索引シール等を付けること。要員の保有資格については証明書の写しを添付すること。

また、正1部のみ提案者名を記載し、副10部には様式や表紙のみならず本文中にも入札社名、会社ロゴマーク、コーポレートカラー等を表示せず、提案者を特定できないものとする。

## (2) 総合評価項目一覧表

「提案者記入欄」に、当該評価項目に対応する記載該当箇所を明記すること。

また、正 1 部のみに提案者名を記載し、副10部には様式や表紙のみならず本文中にも入札社名、会社ロゴマーク、コーポレートカラー等を表示せず、提案者を特定できないものとする。

## 3.4. 選考

総合評価落札方式による落札者選定方式を採用する。提案者は、入札書及び提案書をもって申し込み、後述の「4.4.(1)得点の付与方法」によって得られた評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、得点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とし、技術点と同じ場合は、くじ引きとする。

## (1) 得点の付与方法

入札価格を予定価格からの比をもって指標化したものを価格点とし、提案依頼事項に対する提案評価により算定した技術点との加算により評価する加算方式とする。

$$\text{評価点} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

価格点と技術点の比率はおよそ1:1とする。配点を以下に示す。

評価区分	配点
価格点	1,000 点
技術点	1,000 点

## (2) 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除した値を 1 から減じた値に価格点に対する配点を乗じた値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格点の配点}$$

## (3) 技術点

技術点は、基礎点と加点を加算した値とする。

$$\text{技術点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

配点を以下に示す。

技術点評価区分	配点
基礎点	50 点
加点	950 点

## ア.基礎点

「別紙 総合評価項目一覧表」の「評価項目一覧」において「評価項目種別」が「基礎点」に

区分されている評価項目が全て合格となったものに基礎点を付与する。基礎点評価項目のうち1項目でも不合格となったものは失格とする。

#### イ. 加点

(ア) 加点評価の項目は、「別紙 総合評価項目一覧」の「評価項目一覧」において「評価項目種別」が「加点」に区分されている項目である。

(イ) 評価項目については提案を必須とする評価項目と任意とする評価項目があり「提案区分」が「必須」の項目について、1項目でも提案を記載していない、又は調達仕様書に記載の要件を満たさない者は失格とする。

提案区分	説明
必須	提案を必須とする評価項目
任意	提案は任意であり、記載がある場合には評価する評価項目

(ウ) 加点評価項目については各項目に対する提案の重要度を3段階に分け、それぞれ以下の配点とする。

提案重要度	配点	説明
最重要	200	評価において特に重視する項目
重要	100	評価において重視する項目
普通	50	提案重要度が「最重要」、「重要」以外の項目

(エ) 加点評価項目ごとの評価点は、相対評価により評価ランク A～E の評価を行い、それぞれのランクに該当する得点率を、各評価項目の配点に乗じて算出する。なお、小数点以下は切り捨てとする。

評価ランク	得点率		評価基準
	必須項目	任意項目	
A	100%	100%	かなり優れた提案である
B	70%	70%	優れた提案である
C	30%	30%	やや優れた提案である
D	0%	0%	加点要素なし
E	失格	0%	提案を記載していない、又は調達仕様書に記載の要件を満たしていない

#### 3.5. その他

提案内容に疑義がある場合、主管課から提案者に対し、電話等による質問のほか、対面説明や追加資料の提出を求めることがある。



## プロファイリング活動に係るコンサルティング業務 総合評価項目一覧

No.	評価対象	分類				評価基準	評価項目種別	提案区分 [必須/任意]	提案重要度 [最重要/重要/普通]	配点	提案者記入欄		評価	得点	備考
		記載文章	項番	大項目	中項目						小項目	項番			
1	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(1) 経済構造実態調査におけるプロファイリング活動に係る疑問・不明点に対する相談及びアドバイス	業務内容	本請負業務に係る目的に対して、正しく理解していることが具体的に示されているか。	基礎点	必須	-	-			-	
2	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(1) 経済構造実態調査におけるプロファイリング活動に係る疑問・不明点に対する相談及びアドバイス	業務内容	仕様書に例示した項目において、アドバイスを行うことが明確に示されているか。	基礎点	必須	-	-			-	
3	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(1) 経済構造実態調査におけるプロファイリング活動に係る疑問・不明点に対する相談及びアドバイス	業務内容	仕様書に例示した項目において、効果的なアドバイスが可能とみなされるか。	加点	必須	最重要	200				
4	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(1) 経済構造実態調査におけるプロファイリング活動に係る疑問・不明点に対する相談及びアドバイス	業務内容	仕様書に例示した項目以外にも、プロファイリング活動に資する項目について、アドバイスが可能とみなされるか。	加点	任意	重要	100				
5	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(1) 経済構造実態調査におけるプロファイリング活動に係る疑問・不明点に対する相談及びアドバイス	実施日	仕様書に記載の要件を満たしているか。	基礎点	必須	-	-			-	
6	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(1) 経済構造実態調査におけるプロファイリング活動に係る疑問・不明点に対する相談及びアドバイス	実施日	実施の頻度及び時間について、相談及びアドバイスに当たり効果的な配分となっているか。	加点	必須	普通	50				
7	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(2) プロファイリング活動に係る研修	業務内容	本請負業務に係る目的に対して、正しく理解していることが具体的に示されているか。	基礎点	必須	-	-			-	
8	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(2) プロファイリング活動に係る研修	業務内容	例示された項目の研修を行うことが明確に示されているか。	基礎点	必須	-	-			-	
9	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(2) プロファイリング活動に係る研修	業務内容	プロファイリング活動を実施する者にとって効果的な研修であると認められるか。	加点	必須	重要	100				
10	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(2) プロファイリング活動に係る研修	業務内容	仕様書に例示した項目以外に、プロファイリング活動に資すると考えられる研修が提案されているか。	加点	任意	重要	100				
11	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(2) プロファイリング活動に係る研修	実施日	仕様書に記載の要件を満たしているか。	基礎点	必須	-	-			-	
12	提案書	仕様書	4.1	業務内容及び実施日	(2) プロファイリング活動に係る研修	実施日	実施の回数及び時間について、研修成果の向上に資するようなスケジュールとなっているか。	加点	必須	普通	50				
13	提案書	仕様書	4.2	業務要件	(1) 相談員及び講師	相談員	仕様書に記載されている「専門的な知識を有すること、の根拠が示されているか。	基礎点	必須	-	-			-	
14	提案書	仕様書	4.2	業務要件	(1) 相談員及び講師	相談員	想定される相談員の経歴が示されているか。	加点	任意	普通	50				
15	提案書	仕様書	4.2	業務要件	(1) 相談員及び講師	相談員	14で相談員の経歴が示されている場合、政府統計に関する専門的な知識を有するなど、本相談業務に資する経歴となっているか。	加点	任意	普通	50				
16	提案書	仕様書	4.2	業務要件	(1) 相談員及び講師	講師	仕様書に記載されている「専門的な知識を有すること、の根拠が示されているか。	基礎点	必須	-	-			-	
17	提案書	仕様書	4.2	業務要件	(1) 相談員及び講師	講師	想定される講師の経歴が示されているか。	加点	任意	普通	50				
18	提案書	仕様書	4.2	業務要件	(1) 相談員及び講師	講師	17で講師の経歴が示されている場合、政府統計に関する専門的な知識を有するなど本研修に資する経歴となっているか。	加点	任意	普通	50				
19	提案書	仕様書	5	納入成果物、納入期限及び納入場所	(1) 納入成果物	-	納入成果物について、当業務に資するような工夫が見られるか。	加点	任意	重要	100				
20	その他	-	-	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)		1段階目( 1 )10点、2段階目( 1 )20点 3段階目30点、行動計画( 2 )5点	加点	任意	普通	50				
					次世代法に基づく認定(くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)		くるみん認定企業10点 プラチナくるみん認定企業30点	加点	任意	普通	50				
					若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		ユースエール認定企業30点								

## 合計

評価項目種別	提案区分	重要度	項目数	配点	満点
基礎点	-	-	8	50	50
	必須	最重要	1	200	200
重要		1	100	100	
普通		2	50	100	
加点	任意	最重要	0	200	0
		重要	3	100	300

注)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分(認定)より加点を行うものとする。

\*1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要

\*2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)

## プロファイリング活動に係るコンサルティング業務 総合評価項目一覧

No.	評価対象	分類				評価基準	評価項目 種別	提案区分 [必須/任意]	提案重要度 [最重要/重要/普通]	配点	提案者記入欄		評価	得点	備考
		記載文章	項番	大項目	中項目						小項目	項番			
								普通	5	50	250				
							合計		20		1,000				

## 統計センター入札情報の配信サービスを始めました！！

平成 29 年 7 月より、統計センター入札情報の配信サービスを開始しました。  
このサービスは、統計センターの入札について、入札公告を掲載したことをメールで配信するサービスです。

### 登録方法

メールに以下の内容を入力の上、送信してください。

あて先

MAIL : koukoku\_atmark\_nstac.go.jp

「\_atmark\_」を「@」に置き換えて送信してください。

必要事項

- ・メール件名（「入札情報配信サービスの登録」と記載してください）
- ・法人名
- ・法人番号
- ・登録メールアドレス
- ・連絡先
- ・配信を希望する資格の種類（物品の製造・販売 / 役務の提供等 / 工事）

本サービスの利用に当たっては、統計センターホームページに掲載の  
利用規約に同意したものとみなします。

皆様のご登録をお待ちしております！

詳しい登録方法はこちらから

統計センター 調達情報

検索

URL : <http://www.nstac.go.jp/supply/index.html>